

第12回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成21年12月21日（月）13：30～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第2会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：石崎、石田、川原、菊池、北野、小泉、児玉、堀、藪田、宮崎

KHK：鈴木(好)、竹花、磯村、稲村、小山田、瀬谷、草野、鳥越

陪席者：長村（経済産業省）、榎田（日産自動車株）

IV. 議事次第

(1) 前回議事録(案)の確認・承認

(2) 技術基準整備3ヶ年計画（平成22～24年度）(案) について

(3) 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について

(4) アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準の改正について

(5) LPガスバルク用受入設備再検査基準Sec. 1の廃止について

(6) その他

V. 配付資料

資料12-1 第11回移動容器規格委員会議事録（案）

資料12-2 技術基準整備3ヶ年計画（平成22～24年度）(案)

資料12-3 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）改正案（新旧対照表）

資料12-4-1 アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（KHKS 0121）の改正について

資料12-4-2 アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の基準（KHKS 0121）改正案（新旧対照表）

資料12-5 LPガスバルク用受入設備再検査基準の廃止について(案)

参考資料1 KHKS 0121の解説（案）

参考資料2 LPガスバルク用受入設備再検査基準 Sec. 1

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局が以下の紹介等を行った。

- ① 欠席委員（阿部委員、大谷委員、農頭委員）の報告
- ② 本日の委員会は陪席者2名が参加
- ③ 12名の出席があり、規格委員会規程に定める定足数を満足し、委員会は成立

2. 前回議事の確認

資料12-1に基づき「第11回移動容器規格委員会議事録（案）」の採決を実施した。出席委員の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 技術基準整備3ヶ年計画（平成22～24年度）（案） について

事務局が、資料12-2に基づき平成22年度から24年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明した。以下の質疑があった後、当該計画（案）の採決を実施した。出席委員の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

- ① 平成23年度実施予定であった高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正を1年前倒ししているが、なぜ、平成23年度実施予定であった3つの基準のうち同基準を前倒しすることとしたのか。

→ 平成23年度実施予定のうち他の2つはいずれも継目なし容器の再検査基準であり、同時に改正した方が良いためである。

4. 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について

(1) 資料12-3に基づき「容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）改正案」について主に前回委員会からの修正点に関して説明を行った。質疑事項は以下のとおり。

- ① 箇条5本文のなお書きは、箇条5中「**」がある表の備考として規定する方が使う側にとって見やすいのではないか。

→ 修正する。

- ② 同じく箇条5の表において「個別項目」に「**」があるにも拘わらず、「詳細」の全ての項目に「**」がないものがある。親に注記があれば、子は全て注記が適用されるのが一般的である。「詳細」の全ての項目に「**」がないものについては、「個別項目」の「**」を括弧書きにしてはどうか。

→ 修正する。

③ 誤記等について以下のとおり修正することとした。

頁番号	誤	正
19、24、33、 37、44、45、 47、52、54、 57	ジグ	治具
90	5 品質管理の方法及び検査のための組織の細目	6 品質管理の方法及び検査のための組織の細目

(2) (1)を踏まえた改正案について書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間について採決を実施したところ、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準の改正について
(1) 事務局が、資料12-4-1及び資料4-2-2に基づき、アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準の改正について、改正の趣旨及び改正案についてそれぞれ説明した。質疑事項は以下のとおり。

① p4、4 a)のなお書きは、以前の規定に比べランクを落としたように見られる表現となっているが何故なお書きとしたのか。

→ ランクを落としてはいない。本文に加える方法で修正する。

② p6の5 b)及びp7の7 f)の改正において「圧縮応力」を「応力」に変更しているが圧縮応力はマイナスであることに留意すべきである。ミーゼスで評価することについて問題はないが、応力の絶対値がx%を超えてはならないということが分かる規定とする必要があるのではないか。

→ 他の基準も圧縮応力と規定していながら、ミーゼス応力で評価している場合もあることを鑑み、表現は現行規定通り、「圧縮」を残したままの規定とし、解説でミーゼス応力による評価が可能であることを明確とすることとした。

③ p10に充てんすることができないガスを規定しているが「クロムメチル」は「塩化メチル」の誤りではないか。また、規定にある他、フッ化水素等規定する必要があるか。

→ この規定は例示基準別添1を参考に規定している。別添1の規定の際、事故事例、ISO規格を参考に規定したため、これらを参考に事務局において再度規定内容を検討することとなった。

(2) (1)を踏まえた改正案について書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間について採決を実施したところ、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. LPガスバルク用受入設備再検査基準Sec. 1の廃止について

(1) 事務局が、資料12-5に基づき、LPガスバルク用受入設備再検査基準Sec. 1を廃止することについて説明した。質疑事項は以下のとおり。

① 本基準は、昭和60年当時、バルク容器・貯槽の基準がなかった際、LPガスのタンクローリーの基準を参考に規定したものである。容器則等に規定があり、不要と考える。

(2) 同基準の廃止について書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間について採決を実施したところ、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

7. その他

70MPa基準の現在の状況、次回委員会未定、事務局の交代について紹介した。

以上